

〈1〉 外為法改正に向けた検討を産業構造審議会で開始 —平成21年改正以来の制度改正に

CISTEC 事務局

安全保障輸出管理に関する外為法の改正に向けた検討が、産業構造審議会の通商・貿易分科会の下に設置された安全保障貿易管理小委員会の場で開始された。本年11月16日に第1回を開き、来年の次期通常国会に法改正案の提出を念頭に、検討が進められる予定である。

今回、法改正が行われることになれば、前回の平成21年改正以来の改正となる。以下、検討事項とその背景について簡単に解説する（小委員会での配布資料、議事録等は、経産省の審議会サイトに掲載される）。

1. 検討事項とその背景

(1) 主な検討事項

今回、法改正を含む制度改正検討事項として提示されたのは、次のような項目である。

- ①留学生や国際共同研究の増大に伴う国内での技術取引規制等のあり方
- ②流通・取引形態の複雑化の中での悪意のある違反者に対する罰則、行政制裁のあり方
- ③輸出規制品目番号体系（カテゴリー・番号）のあり方

(2) 留学生や国際共同研究の増大に伴う国内での技術取引規制等のあり方について

- ①この項目は、平成21年改正の際の積み残しとも言えるものである。平成21年改正では、いわゆる「ボーダー規制」を導入して、「国内→国外」の提供局面では、提供する側、提供される側の居住性

を問わない規制に改正された。

その検討の際、国内での提供局面（国内取引規制）においても、同様に居住性を問わず、エンドユース規制とすることが審議会小委員会に試案として示されたことがあった（法人内での非ホワイト国籍の者への提供の管理と併せて）。しかし、この試案については、政府部内の検討により見送りとなり、従前通り、「居住者→非居住者」の提供のみが対象とされたという経緯がある。

- ②上記の試案が見送りにはなったものの、外国人の自然人の「非居住者」の定義が、「入国後6ヶ月未満」とされていることから、「居住者」となった留学生等を中心として、実質的に規制の漏れとなっているのではないかとの認識は、関係者の間では依然として存在していた。最近の状況変化として、「留学」や「研究」でのビザによる滞在期間は以前よりも長くなってきていること、「留学生30万人計画」などの政府計画により留学生が増加すること、滞在ビザが高度人材ビザや企業管理ビザなど多様化し、長期の滞在資格を得て経済活動に従事する外国籍の者が増えること等が見込まれること等がある。

(3)で後述の如く、近隣諸国は、技術窃取等の有害活動を、欧米においてだけでなく我が国においても活発に行っていると指摘されており、その技術獲得手段として、留学生や研究者の派遣も挙げられていることも、念頭に置く必要があると思われる。

これらの状況を踏まえて、国内での技術提供局面においても、懸念の有無について留意する必要がある場合も増えてくることから、入国から6ヶ月以上の外国人であっても、入国後一定期間内であれば、ステータスが「居住者」になっていて

も、規制対象とすることを検討するとの趣旨と考えられる。

ドイツでは、国内の技術提供規制は、エンドユース規制の下で、入国後5年以内である「非居住者」に対して規制対象としており、今回示された案は、そのような枠組みも参考としたものと思われる。

なお、本件検討の対象は、組織に属さない自然人としての外国人であり、組織の構成員である外国人社員等は、従来通りの扱いとなる。

- ③本検討課題については、欧米の規制とのバランス、高度人材の導入促進等の国際化の流れとのバランスをとりつつ、どのような規制期間、規制要件とするかが論点になると思われる。欧米はそれぞれ異なる制度となっているものの、もっとも厳しい米国であっても許可例外が多数用意されたり、「基礎研究」という概念により、国防関係の政府ファンドを除き、公開予定の研究は応用研究も含めて規制除外されたりといった工夫がされている。英国、ドイツにしても、リスト規制ではなく、エンドユース規制一本に絞るなどによってバランスをとっている。

我が国は、国内取引においてもリスト規制とキャッチオール規制を行っているが、そのままの枠組みで、ドイツ並みの5年よりも長期に規制をすることとなると、対外取引規制の補完規制としての意義、経済活動への影響、欧米とのバランス等の観点から議論が惹起されてくると思われる。

留学生の受け入れに関しては、ビザを発給する政府と大学との役割分担についても論点としてあると思われる。英国は、大量破壊兵器関連の機微な研究を扱う博士課程での留学生の受入に伴うビザ発給に際して、政府当局がスクリーニングを行っているが、我が国においても、国費留学生など政府主導で受け入れが行われる場合等には、大学とどのような役割分担になるのか議論が必要と思われる。

いずれにしても、我が国の措置が過剰規制と受けとめられることによって、高度人材の導入・活用等の「内なる国際化」の進展が阻害されることがないように、慎重にバランスをとることが必要となる。

- ④企業等の組織内でのリスト規制対象の機微技術情

報について、輸出者等遵守基準において、適正な管理の要素を努力義務として盛り込むことも示されている。

輸出者等遵守基準は、平成21年改正で新設されたもので、規制対象となる輸出等に際して遵守すべき基準として、経済産業省令で策定されている。該非判定責任者の設置、研修義務を広く輸出者に求めているほか、リスト規制対象貨物等の輸出等を行う者には、該非判定や取引審査等をきちんと手続きにしたがって行うことを求めている。今回、適正な管理策の例として、機微技術を取り扱う部門における情報管理責任者の指定や機微度に応じた情報管理が示されている。

なお、提示されているのは「努力義務」であり、勧告、罰則の対象とはならないとされているが、輸出者等遵守基準で技術管理を盛り込むことについては、様々な観点から議論がありうると思われる。

機微技術の適正管理の趣旨がどのようなものなのか、対外取引規制の外為法の中でどういう位置づけになるのか、累次の改正により安全保障の趣旨も含まれるようになった不正競争防止法による秘密保護の枠組みとの関係はどうかといった考え方の整理に加えて、経産省経済産業政策局等により作成された秘密保護のための指針等による指導に基づく従来からの技術管理のプラクティスに屋上屋を重ねるものにならないか、企業が有する機微技術のそれぞれの実態を無視した画一的な指導にならないか、努力規定であることが表現上明確になるのか、努力規定とされているものがいつの間にか勧告・罰則を伴う義務規定になってしまわないか等の懸念についても払拭されることが必要と思われる。

- (3) 流通・取引形態の複雑化の中での悪意のある違反者に対する罰則、行政制裁のあり方

- ①悪意ある不正輸出者に対するペナルティについては、平成21年改正においても、罰則強化され、懲役刑や罰金の上限が引き上げられるとともに、時効期間の延長等もなされている。

機微貨物・技術の不正調達の例を見ると、国家や組織が密接に関与することが多く、米国の違反事例や、国連安保理の北朝鮮及びイランに関する

制裁委員会による毎年の報告書を見ると、ダミー企業等多用され、複雑な迂回調達経路を経ることもしばしばである。あるいは、警察白書等でも毎年指摘されているように、対日有害活動も組織的なものとして行われていることが伺える。

2006年に発覚した凍結乾燥機の対北朝鮮不正輸出事件でも、北朝鮮の軍直系の有力企業の関与が報じられ、台湾のダミー企業経由で迂回輸出されたが、日本国内の北朝鮮系の商社等が複数関与し、事情を知らない日本の大企業を道具として使う「間接正犯」として立件された経緯がある。

今回の審議会資料でも、内外での機微技術・貨物の窃取方法の巧妙化事例が多数紹介されている。

- ②このような不正調達事案の組織化、複雑化の下では、単に直接の不正輸出者だけを罰しても、不正輸出の抑止力としては十分ではない。関わった企業だけを罰しても、解散して別の企業を作ればよく、自らが経営する別の企業や組織傘下の他の企業を使えば、不正調達活動は継続できてしまう。

このような実態に対応して不正調達を抑止するためには、それに関わる者を幫助犯、教唆犯も含めてペナルティを課する必要があるところ、刑法総則によりこれらの共犯者に対して刑法総則で罰則適用は可能だが、行政制裁ではできないことについて問題提起がなされている。

また、別会社を起こして新たに輸出等を行うことになれば、行政制裁の意味がなくなってしまう問題について言及されている。これについては、悪徳商法を取り締まる特定商取引法が本年改正された際、同様の問題に対処するために、これまで法人に限られていた業務停止の対象に、新たに「取締役」「取締役と同等の支配力を有すると認められるもの」を加えた事例があることを踏まえて対応する方向性が示唆されている。

- ③また、罰則や行政制裁の水準引き上げについても検討事項として示されている。前回改正時にも引き上げられているが、機微技術・貨物の流出防止の観点に立つ不正競争防止法などが、累次の改正により引き上げられてきていることを踏まえての問題提起と思われる。
- ④なお、法人重課についても検討課題とされている。法人重課については、前回の平成21年改正に

おいても検討課題となったが、政府部内での検討の結果、見送りとなった経緯がある。外為法では、不正輸出等に対しては、輸出価額に応じた罰金額の引き上げを可能とする規定（エスカレーション規定）があるが、それとの関係の整理が必要となってくると思われる。

仮に法人重課を導入する場合には、現行法のエスカレーション規定を廃止した上で、重課の上限を大幅に引き上げることになると思われる。不正競争防止法違反では上限10億円、独禁法違反では上限5億円となっていることが参考となろう。

- ⑤悪意の違反者に対する行政制裁の強化については問題はないが、他方で、自主開示をした者に対する軽減措置が堅持され、指導、再発防止を主としたものとするにより、メリハリのある規制が維持されることが期待される。

（４）輸出規制品目番号体系のあり方

- ①今回、我が国の規制品目番号体系が、EU等のそれと異なっていることから、輸出者の事務負担となり、海外企業等からも改善要請があることを踏まえ、EU等の規制リストとの整合性を図る方向性が示されている。

本件については、産業界として長年の悲願であり、対外取引の上で基本的インフラとも言える輸出管理の規制品目番号体系（カテゴリー＋番号）が、我が国のみが異質なものを採用していることの著しい不都合を経産省に訴えてきた結果、本年春に至り、経産省とCISTECとの合意によりCISTECで作成した日－EU対比表の公表に続き、経産省として「問題をより本質的に解決するための方策の検討」の方針を表明していたことを受けた問題提起である（詳細な経緯は、CISTECジャーナルの本年3月号、7月号を参照）。示された資料では、CISTECからの要望書にも言及して、対応の必要性が述べられている。

- ②輸出規制品目番号体系については、EU番号体系が4つの国際レジームでの規制貨物等を、WAをベースとしたカテゴリーごとに整理しており、これがデファクト・スタンダードとして、欧米、アジア等広く世界で採用されている。韓国も、2007年末に電撃的にEU体系への全面移行を発表し、2009年から完全移行を果たしている。しかし、我

が国のみが全く異なる体系であり続けているため、海外との取引、海外現地法人の管理等、日常的な局面で不都合が生じている。また、米国EARの再輸出規制は域外適用されるため、大企業は日米双方の番号体系（米国はEU体系に基本的に準拠）で管理するという負担を余儀なくされているのが実情である。

- ③また、本件の問題は、日本の産業界だけの問題ではなく、最近では香港、台湾、シンガポール等のアジア諸国の当局や産業界からも、日本の規制番号体系のEU体系準拠を求める声が挙がっている。

香港等では、国際的な物流拠点ということもあり、輸出規制とともに輸入規制も実施している。我が国から輸出されたものが、香港で積み替えられて再輸出される場合、日本の輸出許可を参照して輸入・輸出許可を出すところ、日本の許可のベースとなる番号体系が異なると、当局の許可発給業務に支障が生じることになる。

あるいは、世界税関機構（WCO）などにおいて、貿易・通関で使われるHSコードと、輸出規制品目番号のリンク付けの動きもある（難題ではあるが）。実現すれば有益であるが、これもEU体系の輸出規制番号体系が当然の前提となる。

このように、輸出規制番号体系の異質さの問題は、我が国産業界だけでなく、アジア諸国の産業界・当局にとっても、解決が期待される喫緊の課題となっている。

- ④このような状況下で、日-EU対比表のレベルに留まらず、EU体系との整合性を取るための検討を、取り組むべき政策課題として公式に提示したことは、画期的と言える。
- ⑤産業界としては、EU体系への準拠は、一刻も早く実現されるよう期待される一方で、各社は社内システムの大幅な変更等が必要となってくる。また、CISTECが提供している該非判定の効率化のための項目別対比表やパラメータシートも、全面的改定が必要となってくる。これらに対応するためには、まとまった時間とコストを要するので、具体的な改正案は、産業界と細部にわたる十分な調整の上で早期にセットされる一方で（早期の公布）、施行までの準備期間は十分に確保されることが必須となる。

2. 産業界等としての全般的問題意識、留意点

（1）全体的問題意識

今回、審議会に付議されている制度上の論点は、産業界としても共有されているものであり、特段の違和感はないと思われる。今後、審議会での審議や、法改正、それを受けた政省令改正等において、具体化されていく中で、更に議論が深められるものと思われる。その際、留意が必要と考えられる点は、次の諸点であろう。

①規制と負担とのバランス、「正直者がバカを見る」事態の回避

現下の厳しい安全保障情勢の下で、懸念国・組織やテロリスト等による不正調達を防ぐために、規制の漏れを塞ぎ、その実効性を高めること自体は、国際社会における主要プレーヤーの一人として望ましいことである。

ただ、その規制を具体化する際に、目的に比して過剰な負担を求めることは、正常な経済活動を進める上で問題となる。規制当局は、漏れを塞ぐとの意識の余り、手続き的な負担を課そうとする場合が往々にしてあるが、悪意の者はそもそも手続きなどは無視するわけだから、そのような規制は、その実効性が薄いにもかかわらず産業界の負担を増すだけの結果になりかねない。

これまでの制度改正の際にも、「メリハリのある規制」ということが経産省側より基本的考え方として示されているが、これは、悪意の者に対しては厳しく、管理のしっかりした善良な者にはメリットを、というものである。悪意の者に対する罰則や行政制裁の強化は、この趣旨にもかかなうものと考えられるが、このような基本的考え方は維持されることが期待される。

また、これまでの経験から、同じ国際レジーム合意を国内法で具体化する際、僅かな文言の差が、海外諸国に比して不利な負担を招くということも往々にしてあり得る。このようなことにならないように、規制の具体化に当たっては、当局側と産業界との十分な摺り合わせが必要である。

②レベル・プレイング・フィールド原則の尊重

安全保障輸出管理は、国際レジーム合意に基づき行われており、一定の各国の裁量の幅はあるも

の、基本的には同一の規制により実施されることが、国際競争条件の均等化のためにも必要となっており、この点は、Level Playing Field原則として、これまでも確認されている考え方である。

国内取引規制は、国によってその内容にかなり幅がある制度であり、その国の事情を踏まえた裁量で行われているが、全体として我が国の輸出者のみが過重な負担を強いられることがないように十分な配慮が必要と思われる。

③円滑な経済活動の促進と安全保障の両立

上記の①②の点とも関連するが、留学生等に対する規制にせよ、対内直接投資規制にせよ、規制の一方で、「留学生30万人計画」「日本再興戦略」等により、海外人材の活用、海外パワーの導入という大局的政策の方向性と両立が図られるような工夫が期待される。

実際にどうバランスを取るかは難しい面があるが、安全保障については特に厳しい姿勢を取る米国でも、様々なきめ細かい工夫により、バランスを取っており、我が国においても、慎重な配慮が期待される。

④関連施策の有機的連携の必要性

安全保障輸出管理は、意図せざる機微貨物・技術の流出防止の一つの柱である。同趣旨に立つ規制等としては、不正競争防止法による営業秘密の保護、サイバーセキュリティ、バイオセキュリティ、テロリストへの便益供与禁止（テロ資金等提供処罰法、国際テロリスト財産凍結法、オウム新法）等があるが、規制当局側は縦割りながら、規制を受ける側は、それぞれに対処している。

これらの同じ目的に立った規制については、当局側の連携も期待されることであり、相互に補完し合い、屋上屋を架すようなことは避け、各施策を総合した体系的な啓発普及等の取組みが必要と思われる。

⑤中小企業、大学・研究機関への配慮

大企業と中小企業とは、輸出管理体制において大きな差があることは否めない。実質的に中小企業が対応できない規制では、潜在的に大量の法違反者を出すことになり、好ましくない。輸出管理のモデルCPでも、あるいは経産省による秘密情報の保護等に関する指針類でも、企業規模に応じた

きめ細かな対応を用意している。

大学・研究機関については、企業とは異なる論理、ベクトルに立って活動が行われており、企業にはない局面も多々あり、規制の検討に当たっては、その点について十分念頭に置くことが期待される。

(2) 中長期的法制度改正への期待

①今回の法改正を含む制度改正については、当面の直面する課題への対応としては理解できるし、時間的制約もある中での対応としてはやむを得ないところではある。

しかし、現行の輸出管理に係る外為法体系は、戦後、継ぎ足しを重ねてきており、世界及び我が国の平和と安全とを確保するための重要な施策であるにもかかわらず、全体として複雑でわかりにくく（条文も難解）、規制される側としてはその理解と遵守のために多大な精力を使わざるを得ない状況にある。毎年多くの新しい担当者が輸出管理を担うようになってきている中、いずれは規制体系、条文がより明確でわかりやすいものとなることが期待される場所である。

同様の問題意識に立って、最近、ドイツでは国際競争力の確保の観点に立ち、輸出管理法を抜本的に改正し再編整理しわかりやすくしている。また、韓国でも同様に大幅改正を行い、輸出者に対するメリット付与を行っている。

②他方、最近の安全保障への脅威の多様化等を踏まえ、これに対する規制の実効性確保もまた課題となっている。ごく最近の9月末に、EUがデュアルユース品目に対する輸出管理制度改革による規則改正案を公表し、EU理事会及び欧州議会による審議に付されているが、そこでは最近の諸状況を踏まえた新たな規制も盛り込まれている（その是非については議論があるが）。

③これまでCISTECでは、上記の視点に立ち、短期的課題だけでなく、中長期的課題もリストアップし、問題提起をしてきている。このような観点からの見直しも、今回の制度見直し作業の中で反映できるものは反映し、今回はそれが難しいとしても、議論は継続し、いずれ見直しが行われることが期待される場所である。

また、CISTEC以下関係6団体による大学に係

る輸出管理行政に関する包括的改善要請書での要請事項について、既に対応がなされている点も少なくないが、中期的課題も含まれていることから、これらについての議論も継続されることが期待される。

- ⑤なお、近年の国際化の一層の進展により、様々な不正調達活動、有害活動が国内、国外問わず行われる可能性を踏まえると、「対外取引規制」以外の枠組みについての議論も必要になってくると思われる。テロ対策二法のように、従来、外為法による資金提供規制だけだったものが、資金に留まらず一定の貨物、役務も規制対象となり、対外提供、国内提供を問わず規制がなされるようになってきている（安全保障輸出管理の枠組みとも重なる部分が出てきている）。これは、テロやマネーロンダリングの阻止が目的だが、大量破壊兵器の拡散や通常兵器の軍拡を阻止するための機微技術等の流出防止という視点とも重なるところがあり、全体としてどのような枠組みでの対応が必要かということ、上記の検討と併せ念頭に置いておくことが必要と思われる。

【参考1】 CISTEC等からのこれまでの主要要請事項
以下は、CISTECのHPにも掲載している。

- 「CISTEC等がこれまで行ってきた安全保障輸出管理に関する主要要請事項と問題提起【整理】」（2016年8月3日提出。CISTEC事務局。CISTECジャーナル2016年9月号所収）
- 「大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要請書」（2014年6月20日提出。CISTEC等6団体連名。CISTECジャーナル2014年7月号所収）

【参考2】 審議会資料

小委員会の配布資料、議事録は、経済産業省の以下のWebページで閲覧可能。

審議会・研究会等＞産業構造審議会＞通商・貿易分科会

資料 小委員会配付資料『安全保障貿易管理の現状と課題～技術取引管理と制裁等～』
 (平成28年11月16日 貿易経済協力局安全保障貿易管理政策課) より抜粋

我が国における国内の技術取引規制（3）

- 高度技術の流出（Intangible Technology Transfer：ITT）が国際的にも大きな問題となっており、**みなし輸出（Deemed Export）の扱い**が大いに議論される中、今般、以下の論点について検討。

国内の技術取引規制の対象となる者の範囲は妥当か。

- 我が国では、近年、外国人の在留期間が長期化している。
※ビザの変遷 【研究】平成2～3年時点：最大1年→平成11～23年時点：最大3年→平成24年～：最大5年
 【留学】平成2～3年時点：最大1年→平成11～20年時点：最大2年→平成26年～：最大4年3か月
- 諸外国では、国内における一定の外国人等に対する技術取引規制について、国籍や永住権者か否か等で管理している。
 ⇒在留期間の長期化や諸外国の例等を踏まえ、日本でも、在留期間の規制要件を一定の年数とすべきか。
 ⇒また、在留期間の算定方法としては、直近の入国日（一時帰国による再入国日は除く）を起算点とすべきか。
※在留資格年数の最長期間：5年
 ※永住許可申請の前提となる要件：10年以上本邦に在留

【参考】諸外国における国内の技術取引規制

国	根拠法令	国内の技術取引規制の対象
米国	輸出管理法	・外国人が規制対象（永住権者は除く） ・リスト規制＋キャッチオール規制
ドイツ	対外経済法	・外国人が規制対象（ただし、EU市民の永住権者は除く） ・キャッチオール規制 ※ドイツ滞在法の規定により、ドイツに5年滞在した外国人は「無期限滞在許可」を申請可能
イギリス	輸出管理法	・本邦人及び外国人が規制対象（技術にアクセスできる者の適正評価） ・キャッチオール規制

※オーストラリアでは、税関法による有形技術規制、大量破壊兵器法による有形・無形を問わない用途規制に加え、平成28年4月より、リスト規制技術を対象とする無形技術規制を開始。

行政制裁・罰則（4）

- 制度の欠陥を利用した不正事例が発生するなど、現行規制で必ずしも十分な対応が採れているとはいえないことにかんがみ、今般、以下の論点について検討。

（1）行政制裁の対象は妥当か。

- 教唆犯や幫助犯には、刑法総則に基づく罰則適用が可能だが、行政制裁には刑法総則が及ばないため、対象にできない。
- 別会社を用いた制裁逃れに対し、有効な対応策がない。
※特定商取引法に類例あり。

（2）罰則・行政制裁の水準は妥当か。

- 違反事例に対し罰金刑の上限水準は妥当か。また、法人重課規定が必要ではないか。
※不競法(営業秘密侵害罪)及び関税法(麻薬密輸出入)の罰金上限 3000万円
 不競法違反の法人重課 10億円、独禁法違反の法人重課 5億円
- 輸出許可条件違反に対する罰則が、過料10万円のみ。

輸出管理コストの増大

- 輸出管理制度を遵守する事業者にとっては、自らがグローバル化を進める中で流通形態が複雑化し、その結果、輸出管理コストが増大する傾向にある。
- 例えば、我が国の規制品目番号体系が諸外国と異なることから、海外に子会社を持つ企業や日本と機微技術に関して取引関係にある海外の事業者にとっては負担が大きい。
- こうした輸出管理の負担の増大は、事業者の輸出管理制度を遵守する取組を阻害する要因となりかねない。

➤ 経済産業省への要望。

一般財団法人 安全保障貿易情報センター 輸出管理のあり方専門委員会

「安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望」（平成26年2月21日）（抄）

企業がグローバルな経済活動を展開する上で、Level Playing Field の観点からレジーム加盟国の規制と整合的であることが必須です。規定振りについて国際標準との乖離があることは大きな支障となるため、引き続き検討をお願い致します。

（出典）一般財団法人 安全保障貿易情報センターHP

➤ シンガポールで開催された日米星合同による輸出管理アウトリーチ・セミナーでの意見。

シンガポール現地で日本企業と取引を行っている企業からの日本に対する質問

「日本の規制リストのカテゴリー分けは他国と異なっている。日本以外のアジア諸国はE Uリストを参照しているが、日本もカテゴリー分けを変更することはできないか。」

輸出者の事務負担の軽減

- 日本の規制リストとEU等の規制リストは下記の通りカテゴリー構成が異なっており、輸出管理を行う事業者の一部にとって負担となっている。
- このため、これをEU等の規制リストとの整合性を図ることで事務負担を軽減できないか。

<日本の規制リスト>

項番	品 目	対応するレジーム
1	武器	WA (ML)
2	原子力	NSG
3・3の2	化学・生物兵器	AG
4	ミサイル関連	MTCR
5	先端材料	WA (カテゴリ1)
6	材料加工	WA (カテゴリ2)
7	エレクトロニクス	WA (カテゴリ3)
8	コンピュータ	WA (カテゴリ4)
9	通信関連	WA (カテゴリ5)
10	センサー・レーザー	WA (カテゴリ6)
11	航法関連	WA (カテゴリ7)
12	海洋関連	WA (カテゴリ8)
13	推進装置	WA (カテゴリ9)
14	その他	WA (ML)
15	機微品目	WA (VSL)
16	全品目 (除く食料品、木材等)	キャッチオール

< E U等の規制リスト>

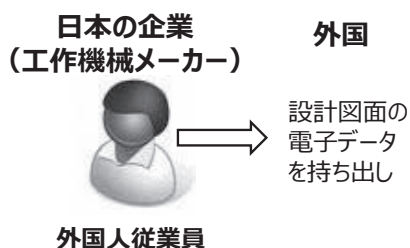
リスト項目	品目
ML	武器
カテゴリ0	原子力
カテゴリ1	先端材料
カテゴリ2	材料加工
カテゴリ3	エレクトロニクス
カテゴリ4	コンピュータ
カテゴリ5	通信関連
カテゴリ6	センサー・レーザー
カテゴリ7	航法関連
カテゴリ8	海洋関連
カテゴリ9	推進装置

※ NSGの一部、AG、MTCR、WA (VSL) は、EU等の規制リストでは、それぞれカテゴリ1～カテゴリ9に振り分けられている。

輸出者等遵守基準

- 企業等において、適切な輸出管理を行うよう、輸出者等遵守基準が定められているが、意図しない形での違法輸出の発生が懸念される。
- 特に、技術情報については、貨物と違い、一度流出してしまうと回収も困難。
- こうした事案を未然に防ぐ観点から、輸出管理の補完規制として、組織内の適正管理の要素を、輸出者等遵守基準に盛り込む（努力義務）ことが重要。

【技術情報の流出懸念例】



【意図しない違法輸出の防止策の例】

- 機微技術を取り扱う部門における情報管理責任者の指定
- 機微度に応じた情報管理

等

持ち出された電子データには、大量破壊兵器の部品を作ることも可能な工作機械の設計図なども含まれていた可能性あり。